

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は、申立期間中に夫の仕事の都合により二度引っ越しがあり、国民年金保険料を年度中に納付することを忘れたため、それぞれその翌年度に夫の賞与により 1 年分まとめて納付した。
申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 24 か月と比較的短期間である上、申立人は、昭和 41 年 10 月に厚生年金保険の被保険者であった夫と婚姻したことに伴い国民年金被保険者種別を任意に変更して以降、申立期間を除き、国民年金任意加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、戸籍の附票によると、申立人の主張のとおり、申立期間中に同一市内で二度転居していることが確認できるところ、特殊台帳及び申立人の所持する年金手帳には昭和 43 年 5 月及び 44 年 4 月に住所変更を行った旨の記載があることから、申立人は、申立期間当時、国民年金の住所変更手続をおおむね適切に行っていたことがうかがわれる上、申立人の夫は申立期間及びその前後において同一事業所に勤務しており、申立期間前後の納付済期間を通じて申立人夫婦の経済状況に大きな変化は見られないことから、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

さらに、申立人の特殊台帳によると、当初、昭和 44 年度の進達欄には納付月数が 12 月と記載されていたところ、二重線で訂正され、納付月数を 0 月とされているものの、訂正された理由が不明であり、行政側の記録管理に不自然な点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から54年12月までの期間については、国民年金保険料納付済期間と認めることはできない。

また、昭和55年1月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から54年12月まで
② 昭和55年1月から58年3月まで

昭和55年1月に日本国籍を取得したところ、A市役所の職員が自宅に来て、そこで国民年金について話を聞いた。職員から、「20歳から帰化した日までは、国民年金保険料を納付したこととするので、今後も保険料を納付してください。」と言われたにもかかわらず、申立期間①が未加入期間とされていることに納得できない。

また、国籍取得後については、私の保険料と妻の保険料を一緒に、A市の集金人に納付していたはずなので、申立期間②が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和55年1月*日に日本国籍を取得したことが確認できるところ、当時の国民年金法においては、国民年金の被保険者は日本国民に限定されていたことから、申立人が日本国籍を取得する前の期間である申立期間①は、制度上国民年金に加入することができない期間である。

また、申立人は、「日本国籍取得後に、A市役所の職員から『20歳到達から国籍取得までの期間は国民年金保険料を納付したこととする。』という説明を受けた。」と主張しているが、申立期間当時の法律において、当該期間を保険料納付済期間とする規定は存在しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間①を国民年金保険

料納付済期間と認めることはできない。

なお、現在の国民年金法では、当該期間は保険料納付済期間ではなく、老齢年金給付の受給資格期間のみに算入され、年金額の計算には反映されない合算対象期間とされている。

- 2 申立期間②について、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人に係る国民年金保険料の納付を行っていたとするその妻は、保険料納付の状況等について、「覚えていない。」と供述しており、申立期間当時の記憶は明確でない。

また、申立人は、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が散見される。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に別の国民年金の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記・家計簿等）及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。